葛飾区工事成績評定要綱

平成15年5月16日15葛総契第28号区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、葛飾区契約事務規則(昭和39 年葛飾区規則第7 号)第72条の2 及び、葛飾区工事施行規程(昭和55年葛飾区訓令甲第14 条)第23条の2 の規定に 基づき、葛飾区が施行する請負工事に係る成績評定(以下「評定」という。)に関し 必要な事項を定め、監督員及び検査員が評定を厳正かつ適切に実施することにより、 工事施行の適正化と受注者の指導育成に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 評定は、葛飾区が施行する請負工事(30万円未満のものを除く)について 行う。

(評定者)

- 第3条 評定者は、次の各号に掲げる者とする。
 - (1) 葛飾区工事施行規程第2条第1項第5号に定める監督員(以下「監督員」という。)
- (2) 葛飾区契約事務規則別表第3 に定める検査員(以下「検査員」という。)

(評定の時期)

- 第4条 各評定者は次の各号に定める時期において、請負工事ごとに各評定項目について、次条および第6条に定めるところにより、速やかに評定を行う。
 - (1)監督員は、契約締結時から施工の状況の確認及び指導に努め、適宜、評定を行う。
 - (2)検査員は、完了検査後(清算検査を除く。以下同じ)速やかに評定を行う。 (監督員の評定内容及び評定方法等)
- 第5条 監督員は、工事成績評定表(報告書)及び工事成績項目別評定表の評定項目 について評定を行う。
- 2 監督員は、完了検査後速やかに工事成績評定表(報告書)及び工事成績項目別評 定表により工事主管課長に報告する。
- 3 工事内容が第1項の評定項目に馴染まないものについては、別途定めることができる。
- 4 評定の基本項目は、施工体制、現場管理、工程管理及び施工管理の4項目とする。 (検査員の評定内容及び評定方法等)
- 第6条 検査員は、検査成績評定表(報告書)及び検査成績項目別評定表の評定項目 について評定を行う。
- 2 検査員は、完了検査後速やかに検査成績評定表(報告書)及び検査成績項目別評 定表を総務部契約管財課長(以下「契約管財課長」という。)に報告する。
- 3 工事内容が第1項の評定項目に馴染まないものについは、別途定めることができ

る。

4 評定の基本項目は、施工管理、品質管理及び出来栄えの3項目とする。 (評定結果の送付)

第7条 当該工事の主管課長は、工事成績評定表(報告書)及び工事成績項目別評定 表を完了検査を実施した日から10日以内に契約管財課長に送付する。

(評定結果の取りまとめ及び報告)

第8条 検査員は、工事成績評定表(総括)に検査員の評定点と監督員の評定点とを 取りまとめ、契約管財課長に報告する。

(評定結果の通知)

第9条 契約管財課長は、工事成績評定通知書(第6号様式)により、速やかに当該 工事の受注者へ評定結果を通知するものとする。

(説明責務)

第10条 契約管財課長は、前条の通知を受けた者から評定の内容について説明を求められたときは、工事主管課長とともに速やかにこれに応じなければならない。

(優良工事の公表)

- 第11条 契約管財課長は、完了検査の結果工事成績が優良とされた工事について公表する。
- 2 公表は、書面の掲示及び電子媒体等によることとする。
- 3 書面の公表期間は掲示した日から7日間とし、その他は掲示を開始した日から1 年間とする。

(実施細目)

第12条 この要綱の実施についての細目は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成15年5月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日以後に完了する請負工事に適用する。
- 3 第9条及び第10条については、平成19年4月1日以後に契約を締結する請負工 事に適用する。
- 付 則(平成21年3月31日付20葛総契第335号)
 - この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 付 則(平成30年3月28日付29葛総契第818号)
 - この要綱は、平成30年4月1日から施行する。